

平成29年6月20日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

平成29年6月20日（火曜日）午前10時開会

---

出席委員（6名）

委員長	浅野敏江君		
副委員長	土見大介君		
委員	西村勝男君	阿部かほる君	
	菊地進君	小高洋君	

---

出席議長団（2名）

議長	香取嗣雄君
副議長	伊藤博章君

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
健康福祉部長	阿部徳和君	市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林正人君	健康福祉部 長寿社会課長	鈴木宏徳君
健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君		

---

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木康則君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

---

会議に付した事件

議案第 4 3 号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を  
改正する条例

議案第 4 4 号 塩竈市障がい者福祉推進委員会設置条例

議案第 4 5 号 平成 2 9 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 4 6 号 平成 2 9 年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第 4 7 号 平成 2 9 年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算

請願第 5 号 国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願

請願第 6 号 宮城県国民健康保険運営方針に係る意見書の提出を求める請願

午前10時00分 開会

○浅野委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。

また、撮影及び録音については許可いたしませんのでご協力願います。

本日の審査の議題は、議案第43号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」、議案第44号「塩竈市障がい者福祉推進委員会設置条例」、議案第45号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第46号「平成29年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、議案第47号「平成29年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」並びに請願第5号「国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願」、請願第6号「宮城県国民健康保険運営方針に係る意見書の提出を求める請願」の7件であります。

これより議事に入ります。

議案第43号ないし第47号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

本日、民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして感謝申し上げます。本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例外計5件でございます。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長から詳細のご説明をさせていただきますので、よろしくお聞き取りをいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 おはようございます。

初めに、議案第43号について保険年金課のほうからご説明いたします。

資料No.5とNo.8をご用意願います。

まず、資料No.5の2ページでございます。

議案第43号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例改正の理由につきましては、隣の3ページの下のほう、提案理由に記載のとおり、原子力発電所の事故により避難等を行った被災者で、本市国民健康保険に加入されました被保険者に対しまして、平成29年度分の国民健康保険税の減免を行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、減免の内容についてご説明いたします。

資料No.8の8ページのほうをお開きください。

まず、1の減免の趣旨でございますが、原子力発電所の事故に伴う国の避難指示などにより本市に転入され国民健康保険に加入された被保険者の国民健康保険税を平成22年度分から平成28年度分まで減免を行ってまいりましたが、平成29年度分についても引き続き減免を行おうとするものでございます。

2の減免対象者についてでございますが、以下①から③に該当する方々が対象となります。

昨年度と異なる点につきましては、旧居住制限区域等、解除年度が平成27年度で上位所得の方は免除対象ではなくなるということ。平成28年度及び平成29年4月1日解除の方々は、上位所得者も含め引き続き減免対象となります。ただし、この上位所得の方々は4月から9月の月割分6カ月までの免除対象となります。

3の免除の対象となる保険税額でございますが、(1)のとおり平成29年度分が加わりますが、(2)のとおり平成28年度分、平成29年度分につきましては、納期が平成30年3月31日までの間に設定されているものが新たに対象となります。

4の減免申請の手続でございますが、これまでに平成28年度分の減免を受けている場合には、特に申請を行わなくても減免の適用の対象とさせていただきますが、今後新たに転入される場合などには、その転入手続の中で対応させていただくことになります。

5番目のその他といたしまして、国からの財政支援でございますが、国が示す基準で減免を行った場合には特別調整交付金の対象となりまして、減免費用の全額が国によって支援される予定でございます。

なお、同じ資料の4ページから7ページには新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

議案第43号については、以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○浅野委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは、生活福祉課のほうからは

議案第44号「塩竈市障がい者福祉推進委員会設置条例」の内容についてご説明申し上げます。

資料番号5と資料番号8をご用意願います。

初めに、資料No.5 定例会議案の4ページをお開き願います。4ページ目から6ページ目までが議案第44号「塩竈市障がい者福祉推進委員会設置条例」の内容でございます。

本条例の提案理由につきましては、6ページ目をお開き願います。

6ページ中段に記載のとおり、障がい者プラン及び障がい者の福祉に関する重要事項を審議する附属機関として、塩竈市障がい者福祉推進委員会を設置するため新たに条例を制定するものでございます。

それでは、議案内容についてご説明させていただきます。

資料No.8の議案資料9ページ目をお開き願います。

1の概要でございますが、提案理由でもご説明申し上げたとおり、障害者基本法等の規定により策定されます塩竈市障がい者プラン及び障がい者の福祉に関する重要事項を審議するために委員会を設置するものでございます。これまでは障がい福祉計画を策定時に1年に限り計画の策定委員会を設置しておりましたが、今後、策定時にとどまらず計画の達成状況や推進を継続的に図るために設置するものでございます。平成29年度につきましては、平成30年度から実施される塩竈市障がい者プランを策定するためにも審議を行う予定でございます。

下の図は、障がい者プランの構成となっております。こちらに記載のとおり、3つの計画で構成され、障がい者計画につきましては基本計画で障がい者福祉の施策の方向性を示す計画、障がい福祉計画につきましては実施計画で各年度の障がい者福祉サービスの必要量を見込むものです。障がい児福祉計画につきましては、児童福祉法の改正によりまして平成30年度から新たに計画の策定が必要となったもので、各年度の障がい児給付サービス等の必要量を見込むものでございます。

2の委員会の役割につきましては、(1)といたしまして上記障がい者プランに関すること、(2)その他市長が障がい者福祉に関し必要と認める事項に関することとなっております。

3の構成につきましては、表記載のとおり、障がい者関係、地域福祉関係、教育関係、行政関係、その他の各分野の団体から障がい者の福祉に関し幅広い見識を有する方々をご推薦いただくもので、20名以内で構成したいと考えております。また、計画期間に合わせ3年を任期としております。

4のスケジュールですが、平成29年度につきましては記載のとおり4回の委員会の開催を予

定しており、3月には塩竈市障がい者プランの策定が完了し、4月からは新しい塩竈市障がい者プランがスタートするよう進めてまいります。

5の施行日につきましては、公布の日となっております。

議案第44号につきましては、以上となります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 長寿社会課からは、議案第45号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」中長寿社会課に係る補正予算をご説明させていただきます。

お手元の資料No.7補正予算説明書及び資料No.8議案資料をご用意をお願いいたします。

説明の都合上、資料No.8議案資料から説明をさせていただきます。資料No.8議案資料の21ページをお開きをお願いいたします。

脳と身体の健康づくり事業の充実についてでございます。

1番の事業概要でございますが、平成29年度に実施いたします脳と身体の健康づくり事業につきまして、企業東北応援助成金を活用して充実を図るものでございます。特に今回は、今後の展開を見据えましてタブレットの増設と効果検証の充実を図るものです。当初予算は記載の内容で1,000万円でございます。今回補正分、496万8,000円はタブレット50台の追加確保、効果検証の充実を行うものであります。

2番の取組状況でございます。

(1)経過ですが、平成29年4月に公募型プロポーザル方式によりまして委託事業者として株式会社仙台放送を選定、5月に同社と契約を締結してございます。今後の予定でございますが、6月中は職員研修、関係機関の打ち合わせを行いまして、7月から事業PR等参加者募集のためのミニセミナーなどを開催してまいります。8月初旬には東北大学川島教授を招いてのセミナーを開催してまいります。9月から健康づくり教室と健康サロンを開催いたしますが、右側の囲みに記載のとおり健康づくり教室は9月から11月まで、災害公営住宅の集会所など市内は4カ所で毎週1回開催いたします。内容はタブレットを活用した脳体操や介護予防体操などを人型ロボットなどの活用をして実施してまいります。なお、浦戸地区につきましては3カ所で7月から9月までに開催してまいります。多世代健康サロンは11月までは健康づくり教室の時間に引き続きの開催、12月から2月にかけてはサロンのみ市内4カ所で毎週1回を開催してまいります。サロンの内容につきましては、脳トレブース、体

操・レクリエーションブース、創作活動・カフェブース、3つのブースに分けて自由に参加していただこうと考えてございます。

3番目、企業東北応援補助成金による助成事業の充実でございますが、今回補正分の事業内容でございます。まず、①タブレットの増設として従来リース分30台に対しまして50台を増設確保できるものでございます。また、②効果検証の充実としまして、いきいき脳体操アプリの成績蓄積型のものアンケート機能をプラスさせていただきまして、インストールしたタブレットを対象者に割り当てし認知機能としての課題正答率、反応速度等や心身機能の維持改善など脳トレや集団活動の効果を検証することを充実してまいります。

次に、事業費及び財源内訳でございますが、事業費は496万8,000円、財源は全額が企業東北応援補助成金でございます。

5の企業東北応援補助成金につきましては、株式会社NTTドコモが震災復興支援としまして、岩手県、宮城県、福島県で東日本大震災により被害を受けた自治体及び広域避難者受け入れ自治体に対し公募したものでございます。4月中旬に応募いたしまして5月19日に内示をいただき、6月14日に決定通知をいただいております。

次に、補正予算の計上内容についてご説明いたします。

資料No.7補正予算説明書をご用意お願いいたします。資料No.7補正予算説明書の3ページ、4ページをお開きをお願いいたします。

歳入でございます。

まず、第20款諸収入第4項雑入第6目雑入2節雑入の496万8,000円は、先ほど説明させていただきました脳と身体の健康づくり事業の企業東北応援補助成金でございます。

次に、歳出についてご説明させていただきます。

同じ資料の7ページ、8ページをお開き願います。

第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費13節の委託料でございます。496万8,000円は脳と身体の健康づくり事業の充実分でございます。その下の段、5目介護保険費、補正額435万円につきましては、介護保険事業特別会計におきます東日本大震災被災者の利用者負担免除に係ります一般会計負担分の繰出金でございます。免除の内容等につきましては、後ほど介護保険事業特別会計でご説明させていただきます。

以上が長寿社会課所管の一般会計補正予算の内容でございます。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 志野保険年金課長。



○志野健康福祉部保険年金課長 続きまして、保険年金課から議案第46号「平成29年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、東日本大震災により被災した国民健康保険被保険者に対する一部負担金の免除についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料7番及び8番をご用意願います。

まず、資料No.8の36ページをお開きください。

1の概要でございます。東日本大震災により被災した国民健康保険被保険者に対しては、国の財政支援のもと平成28年度まで一部負担金、医療機関での窓口払いを指しますけれども、こちらの免除を本市として実施しておりましたが、平成29年度まで免除実施を延長するものでございます。

2の免除対象者についてですが、(1)にありますとおり①被保険者と世帯主が市民税非課税であることを前提とし、②罹災状況が住居が全壊または大規模半壊であること、以下4点のいずれかに該当するか、(2)の福島第一原子力発電所の事故により避難指示区域などから避難してきた被保険者が対象となります。

次に、3の免除及び財源内訳でございますけれども、免除額は8,736万円で、財源内訳は免除額の8割が国の特別調整交付金として6,988万8,000円、残り2割分がそのほかとありますが、国民健康保険事業会計の財政調整基金から1,747万2,000円で構成されております。

次に、4のスケジュールでございますが、ことしの2月21日に厚生労働省、総務省連名の事務連絡により、国の財政支援が確定した旨連絡が本市に到着いたしました。これを受け検討の結果、免除継続を決定し3月に4月以降有効な免除対象者への一部負担金免除証明書を送付、4月以降も昨年度から切れ目なく対象者への一部負担金免除を継続しております。なお、7月に免除対象者の一部負担金免除証明書送付とありますが、これは前年の所得を判定後対象となる方へお送りするものからこのような表記となっております。有効期限は今年度末となります平成30年3月31日までとなります。

次に、この事業の補正予算についてご説明をいたします。

資料No.7の25ページないし26ページをお開きください。

まず、歳出からご説明いたします。

第2款保険給付費第1項療養諸費第1目一般被保険者療養給付費の19節負担金補助及び交付金に免除分に当たる費用8,736万円の一般被保険者療養給付費として計上しております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

ページ、紙1枚戻りまして23ページないし24ページをお開き願います。

第4款国庫支出金第2項国庫補助金第1目財政調整交付金の2節特別調整交付金として歳出の8割に当たる6,988万8,000円計上し、さらに第10款繰入金第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金の1節の歳出の2割に当たる1,747万2,000円を計上しております。

議案第46号につきまして、続きまして、資料No.7の補正予算説明書の27ページをごらんください。

債務負担行為の補正についてでございます。こちらにつきましては、塩竈市国民健康保険税など収納事務業務の委託に係る債務負担行為の補正でございます。内容は、現在実施しております国民健康保険税のコンビニエンスストアなどによる収納の業務委託が今年度末で終了いたしますことから、来年度平成30年度から5年間の新たな委託契約を締結するために債務負担行為限度額1,507万2,000円を追加設定しようとするものでございます。

議案第46号「平成29年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」については以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長 鈴木長寿社会課長 続きまして、議案第47号「塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」についてご説明させていただきます。

お手元の資料No.7補正予算説明書及び資料No.8議案資料をご用意お願いいたします。

まず、説明の都合上、資料No.8議案資料の37ページをお開きをお願いいたします。

東日本大震災により被災した介護保険被保険者に対する利用者負担の免除について説明をさせていただきます。

概要でございますが、東日本大震災により被災した介護保険被保険者に対しては、国の財政支援のもと平成28年度まで負担金の免除を実施していましたが、平成29年度まで免除実施を延長するものでございます。

免除対象者でございます。まず、(1)でございますが、次に記載の①の所得要件、被災者の属する世帯員全員が市民税非課税であること、かつ②罹災状況に記載の4項目のうち1つ以上に該当する被保険者の方でございます。それから、(2)としまして福島第一原子力発電所の事故により避難指示区域等から避難してきた被保険者の方。以上の方が対象となります。

3番の免除額及び財源内訳ですが、免除額が3,480万円、財源内訳は記載のとおりでございます。

ますが、米印の1つ目、免除額については介護保険利用者負担免除分の法定負担割合適用後国が8割を特別調整交付金として財政支援するものでございます。このような枠組みは全て平成28年度と同様でございます。また、米印の2つ目でございますが、福島第一原子力発電所の事故により避難指示区域等から避難してきた被保険者に対する免除額につきましては、その全額が国の特別調整交付金及び災害臨時特例補助金の交付対象となるものでございます。

4番目のスケジュールでございます。3月24日に介護保険利用者負担免除証明書を208名の免除対象者の方へ送付いたしまして4月から平成29年度の免除を開始してございます。

そのほかは記載のとおりでございますのでご参照をお願いいたします。

次に、補正予算の計上内容についてご説明させていただきます。

資料番号7補正予算説明書をご用意をお願いいたします。28ページ、29ページをお開きをお願いいたします。

今回の補正予算は、ただいま説明させていただきました利用者負担の免除など保険事業勘定に関する補正でございます。28ページの総括表のとおり歳入歳出ともに3,558万8,000円をしまして総額を53億5,868万8,000円とするものでございます。

30ページ、31ページをお開きをお願いいたします。

歳入でございます。

まず、被災者の介護保険料者負担免除分としまして3,480万円の財源でございます。先ほど説明させていただきましたように免除分の法定負担割合の適用後、国が8割を特別調整交付金として財政支援をする枠組みでございます。

第3款国庫支出金のうち第1項国庫負担金第1目介護給付費負担金は法定負担割合分としまして626万4,000円。

次に、第2項国庫補助金第1目調整交付金は、法定負担割合適用後の8割分の国助成分としまして647万3,000円でございます。

第4目介護保険事業費補助金につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

1つ飛ばさせていただきますして、以下それぞれ法定負担金の割合分としまして第4款の支払基金交付金974万4,000円、第5款県支出金504万6,000円、そして第7款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金435万円、同じく第2項基金繰入金第1目の財政調整基金繰入金292万3,000円を計上させていただいております。

第3款の国庫支出金に戻っていただきまして、先ほど説明を飛ばさせていただきました第2

項国庫補助金第4目の介護保険事業費補助金78万8,000円につきましては、介護職員の処遇改善を図るための介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業に対する補助金でございます、10割補助となっているものでございます。

この部分の歳出につきまして、次のページ32ページ、33ページをお開きをお願いいたします。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費に補正額78万8,000円でございますが、ただいま歳入で説明をさせていただきました介護事業所におけます介護職員処遇改善加算の取得促進に係ります支援事業を行う経費としまして、加算制度の周知の事務経費、それから事業体制確保のための臨時的任用職員賃金などを計上しているものでございます。

続きまして、34ページ、35ページをお開きをお願いいたします。

第2款介護給付費第1項介護サービス等諸費第1目居宅介護サービス費等給付費、第2目施設介護サービス給付費、そして第3目地域密着型介護サービス給付費でございますが、これらにつきましては東日本大震災により被災した介護保険被保険者に対する医療者負担の免除分の歳出金額でございます。総額で3,480万円でございます。

以上が介護保険事業特別会計の補正予算内容でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○浅野委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。各委員のご発言をお願いいたします。阿部委員。

○阿部委員 では、質問させていただきます。

議案第46号、資料No.8の36ページ。東日本大震災により被災した国民健康保険被保険者に対する一部負担金の免除についてというところなんです、これ所得要件として被保険者と世帯主が市民税非課税であることとなっています。対象人数は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 ただいまのご質問の対象の人数でございますけれども、平成29年5月末現在で400世帯618名が現在対象となっております。よろしくをお願いいたします。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。免除をしていただくというのは、本当にありがたいことだというふうに思います。それで免除額の財源内訳の中で、本市の国保財政調整基金からの負担というのがやはりそこに出てきておりますけれども、やはり補正としてある程度市でも負担をしなければならないということなんです。これ確かめておきます。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 今のご質問について、減免に係る総費用は100%とした場合に国のほうからは80%をみますという通知がことしの2月21日に本市に到着しました。残り2割分につきましては、塩竈市国保で独自の財源で補填するということになりますので、ご指摘のような内容となります。よろしく願いいたします。（「ありがとうございます、結構です」の声あり）

○浅野委員長 ほかにございませぬか。小高委員。

○小高委員 私のほうからも何点かお伺いしたいと思います。議案第43号から順次お伺いをしてまいりたいと思います。

先ほど、議案第46号のほうで世帯数と人数ということで阿部かほる委員のほうからご質問ございましたが、議案第43号の件については前段本会議の中でもあったように思いますが、この対象となる世帯と人数についてまず確認をさせていただきたいと思ひます。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 議案第43号の被災者の対象の世帯数と人数がございませぬが、平成29年3月末現在におきましては5世帯11名となっております。今年度につきましては、端的に言ひますと引っ越し等がありますので、現段階では把握している範囲では3世帯7名という状況となっております。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました、ありがとうございます。なかなかその世帯数あるいは人数というところでは、いわゆる津波などで被災された方に比べるとというところがございませぬが、今度転入されてくる方に対してはその都度手続が必要になるということで、そのときの制度の説明と申ひますか、そういった部分に関しては適切にぜひこう申ひたしたものもあるんだよということで改めてお願い申ひ上げたいというふうに思ひます。

続きまして、次の資料No.8の9ページに移っていただきまして、塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置についてというところでお伺いをしてみたいと思ひます。

今度の第3期ということになるんでしょうか、障がい者プランの策定に当たってその推進委員会というものを設置をしていくということと申ひましたけれども、第2期障がい者プランの資料等を込みでさまざま見させていただいた中で、そこに掲げられているものから社会情勢の変化等を含めていろいろ変わってくることも大いにあるんだらうというふうに思ひ

ておりますが、そういった状況の中で特にさまざまなその障がいといいますか、そういった部分がある中で、特にこの教育関係のところではやはり発達障害というところで位置づけていくのかというところでは第2期プランの中でも一定の位置づけあったように思いますけれども、さらに一定クローズアップされる必要があるのかなというふうに考えております。

そこでまず第1点目のお伺いだったんですが、その委員会の構成の教育関係というところの中で、障がい児等の教育の専門機関等というふうにございますが、具体的にはこういったところが該当してくるのかお聞きをしたいと思います。

○浅野委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 今のところ考えておりますのは、宮城県の利府支援学校、こちらのほうを委員の推薦をお願いしようというふうに考えております。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。当然ながら、その最も見識のあるといいますか非常に経験等も豊富なところからということでそういったことになるのかなというふうに思うわけではありますが、さらに加えて、いわゆるその発達の関係、発達支援という関係から見ていきますと、今や大きく問題になってきたのは通常学級の中で授業を受けながら、例えば一定通級だとかそういった部分で通っておられる発達障害のお子さんというところも非常に今ふえているというようなどころもございますので、そういったところを含めた一定見識をお持ちのところここに参加していただくと、またその障がい者プランというところが非常に豊かなものになっていくのかなというふうに考えておりますが、そういったところについて例えばその支援団体といいますか、そういったところのNPOの代表の方ですとか、あるいは美田園にあります県の関係でそういったものもありますけれども、そういったものも含めてお考えが今後一定持っていただけるかどうかちょっとお聞きをしてみたいと思います。

○浅野委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 先ほどご質問ありましたとおり、今発達障害関係、各NPOとかというお話ありましたけれども、今のところ考えておりますのは障がい者関係団体、こちらのほうで例えば「手をつなぐ育成会」の方とか、あとは障がい者支援者の家族の会とか、あとそういった各団体のほうの支援の方々を想定はしております。また、子供の相談業務関係、このたび新たに拠点整備を行いましたけれども、そちらのほう

が障がい児関係の相談業務を行っていますので、そういった団体なんかも今回入れていく予定で考えております。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。光を当てていただきたいと思うのが、ある意味では通常学級の中で障がいとしてなかなか認知されてこないといひますか、認識されづらいといひますか、そういった点で今学校現場でも非常にご苦勞なさっている、親御さんもご苦勞なさっているというところがありますので、そういったところに見識をお持ちの方々にぜひご参加というところを検討していただきたいということを私のほうからお願いを申し上げたいというふうに思ひます。

それでは、続きまして資料No.8で言ひますと21ページのところに移ってまいりたいと思ひます。脳と身体健康づくり事業の充実についてというところで、さまざま今各町内会、あるいは集会所ごと等でさまざまな取り組みがなされておひます。先日もちょっと関係離れてきますがお話をお伺ひしに行ったところでは、ダンベル体操へ通うのが非常に楽しみであるとかそういったお話もいただく中で、そういったところ含めてこういった市の事業というものが役割を果たしているのだというふうに実感をしてまいりました。それで今回の内容を、特にその内容というところを見させていただけますとタブレット50台を増設をして、これは集会所への据え置き型ではなくて対象者の方に配付をして、その中でアプリケーションを活用いただくというようなことで言つて本会議の中でお聞きをしたわけですが、その渡した後の管理、例えば故障等だとかそういった部分の対応についてはどういったふうになってくるのかお聞きをしたいと思ひます。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

効果検証の対象者の方に50台を専用に割り当てということではそうなのでございますが、会場でお使ひいただき、お使ひ終わったらその都度戻していただくようにしてまいります。配付というすっかり貸しっぱなしということではなくて、その都度お使ひいただき戻していただくというようなことで、ふだんの管理のほうは私どものほうでさせていただきますというようなことで対応させていただこうと考えてございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。私の聞き違ひかもわかりません。従前の説明では30台を集会所、50

台を配付ということで捉えていたものですから、そういったところできちんと管理がなされていくというのであれば、預けられたけれどどうすればいいんですかというようなことにはならないのかなというふうに思います。それで、その後の展開についてというところでは効果検証の充実というところでさまざま書いてありますけれども、そういう意味では使っていたいて返していただいた後に何かデータ分析のようなものがなされるのかどうか、最後にそこだけお聞きをしたいと思います。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 効果検証につきましては、この教室、それからサロンの開始前にまずは認知症関係の検査をしていただきまして、終了後にまたそれをしていただくというものが1点と、それから今回の充実分でアンケート機能などをプログラムに盛り込ませていただきまして、そのアンケートに答えていただく、あるいは回答していただいたデータなどを、その使用の都度データが蓄積されるものでございますので終了後にそれらを取りまとめまして、タブレットによる効果、それから教室サロンで閉じこもりにならず出ていただくとか、そういった行動をしていただくというようなことをアンケートなどの分析をしながら事業の効果を確認させていただきまして今後の展開の参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。ぜひその有効なものとなりますようお願いを申し上げます。

それで、ごめんなさい。最後にと先ほど申し上げたのですが、最後にもう1点だけ。配付という形ではなくて、使ったら戻していただくということでありますが、その戻ってきたものの例えば充電だとかそういったことに関しては市が責任を持ってやるということになるのでしょうか。その戻ってきた後の備品管理といったところですかね、そういったところはどうか教えてください。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 30台のほうも50台のほうも、こちら市で管理をさせていただきながら何かあったときにはそういったものの対応をしながら滞りなくできるようにしていきたいと考えてございます。

○浅野委員長 ほかに。土見委員。



○土見委員 ご説明ありがとうございます。私からは、大きく1点質問させていただきたいと思  
います。先ほど小高委員からも質問があったんですけども、議案第45号の脳と身体の健康  
づくり事業の充実について質問させていただきたいと思ます。

今回、補正予算のほうでタブレット50台追加ということだったんですけども、こちらのま  
ず確認なんですけど、当初予算と一緒にタブレットというのは50台リースで追加ということ  
になるのでしょうか。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 当初予算のほうの30台につきましてはリースでの用意でござい  
ます。これらの使用が終わりましたら返さなきゃいけないというようなものでございます。今回  
の50台につきましては、プログラムなども入れるというようなこともあわせて委託の中での  
確保、委託として提供をいただくというような契約内容を考えてございます。事業終了後  
には引き続き使えるような仕様内容にできればなと考えているところでございます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。もし、この後のことを考えて50台ふえてそれがリースだ  
したら、その後の事業を継続していくときに負担になってしまうのではないかなという  
ところでちょっと気にはしておりました。あと、この今回の事業で新しく補正予算のほうで効果  
検証ということが追加されているんですけども、実際この効果検証のところでは認知機能や  
心身機能の維持改善などによりというふうにもいろいろ書いてあるんですけども、実際この  
データを収集して今後の活動に生かしますという話だったんですけども、具体的にはどの  
ように検証していくのかということと、あとそれを踏まえた上で今後この事業を来年度以降  
どのように展開していく予定なのかについて、その予定でもいいんですけどもお考えが  
あればお答え願いたいと思ます。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 まず、効果検証の具体的な取り組み方ということでござい  
ますが、今回の委託契約先でまず当初予算でも予定してましたのは、東北大学加齢医学研究所  
川島教授の監修を受けてということで東北大学加齢医学研究所によります認知機能検査、F  
ABとかMMSEと言われるものだそうでございます。こちらをまず事業の開始前、開始後  
に行うというようなこと。それから先ほど説明させていただきました新たなプログラムをつ  
くりながらデータを集積して、こちらをあわせて東北大学の加齢医学研究所の協力を得て分

析をしていただこうと考えてございます。その分析内容には、教室とかサロンでのそのほかの行動の部分も含めてというようなことでデータを取りたいと思っておりますので、今後の活動のところでは地域の中でいろいろなダンベル体操など健康体操などいろんな活動をしていただいておりますが、そういったところでどのようなことを取り組んでいただければよろしいかなというようなことを考えながら、先ほどの50台のタブレットの活用などもあるいはというようなことなどを踏まえて次年度以降、またことしの事業をやりながら考えていきたいと考えてございます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。最後にまた同じところなんですけれども、今回当初予算のほうで非常勤職員雇用しますという話があったんですけれども、来年度以降としてはもちろんこの契約が切れてしまうと思うんですが、この非常勤職員に関しては契約切れると思うんですけれども、来年度以降としてはその各町内会というかそれぞれの活動団体ごとに今回この年度で得た知見をもとに活動をしていくという、そして役所としてはそこに対して知見をもとに指導をしていくという形の展開というか、今後の方向方針というふうになっているのでという認識でよかったですでしょうか。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 説明がちょっと不足してございました。非常勤職員についてはことしの当初予算のほうで雇用しながらというようなところでございます。そのあたりを来年も継続しながらいくべきかというようなところは、ことしの事業をさせていただきながら検討をさせていただき組み立てをさせていただきたいと考えてございます。よろしくお願いいいたします。

○浅野委員長 ほかにございませんか。菊地委員。

○菊地委員 議案第44号、障がい者福祉推進委員会の設置についてです。

この間、議場での議案の説明があったときに私にとって本当うれしい言葉が出ました。親亡き後も考慮をしてというふうな発言があったんですが、塩竈市において親なき後の人数はどのくらい把握しているのか、もしご存じであればお示しいただきたいと思います。

○浅野委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 大変申しわけございません。ちょっと今手元にはございません。済みません。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。あともう1点、委員会の構成20名以内で3年間ですよということなんですが、大体障がい者関係、地域福祉関係、教育関係、行政関係と割り振りはどのくらいになるのか、例えば障がい者関係が多いのか、それとも地域福祉関係が多いのか、教育関係が多いのか、行政関係が多いのか、そしてその他の方が多いのか、その辺の大体の割り振りというのはどのようにお考えなのかお示してください。

○浅野委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいま、その区分の割り振りについてといった内容ですが、基本的には第2期の障がい者プラン、この策定したときのほぼ同じようなメンバー構成で考えておりますのは今のところ地域社会としましては2団体で社会福祉協議会とか民生委員さん、あとは障がい者関係の団体といたしましては身体障害者協会さんとか、手をつなぐ育成会、あるいは精神障がい者家族の会の3団体。あと事業所関係は今のところ1団体あるいは2団体というふうに考えております。あと教育関係では、先ほどご説明したとおり利府の支援学校関連、あとは行政関係では公共職業安定所のほうと、あと仙台保健福祉事務所関係が2団体、あとその他としましては学校の先生とか、あと病院関係、商工会議所、あと市民代表等を今のところ、あと人権擁護委員の方々を考えているような、全体としましては15名前後を考えているような状況です。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 すばらしい委員が入ってきていろいろ議論されることと存じます。それで確認したいんですが、この委員会の構成の中で教育関係というのは障がい児等の教育の専門機関となっているんですが、いろいろ小高委員なんかも質問されている発達障害の関係の親御さんとかというのはこの組織の中、分野の中で入ってくる可能性もあるのか、それとも先ほど説明がありましたように従来の第2期のような感じで委員の構成になるのか、その辺だけお知らせください。

○浅野委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 発達障害というお話でしたけれども、今回の新しいプランの中で幾つか新しい見直しのポイントがあります。その中の見直しのポイントの1つに、障がい児支援の提供体制の整備といった新たな項目が追加されております。その中で、そういった部分では今後発達障害の支援の一層の充実といった項目もありますの

で、そういった計画の中に織り込まなければならないといった状況でもあります。そういった意味も踏まえまして、今後ちょっと最終的にどのような形というのはまだ詰めていない、先ほど言った内容では考えてはいるところなんです、承認していただいた後に内部でもう一度再調整させていただきまして障がい児関係の関連についてはちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろんな障がいがあって大変だし、基準の中でも教育関係の中で発達障害の点でいっぱい出てきていましたので、そういった方がどこに入るのかなと、精神に入るのか、知的に入るのか、障がい者団体に入るのか、ちょっと私自身理解していませんでしたのでお伺いしました。よろしくお願ひしたいと思います。

あと、最後になるんですが、この障がい者プラン策定に当たって塩竈市障がい者福祉推進委員会を設置していくんだと、本当にありがたいなと思っています。障がい者が本当に住みなれた地域で生活していく上では、こういった行政の力がなければなかなか安定して生活しづらいのかなと思いますので、ぜひこういった障がい者プランがバリアフリーの観点からもぜひいいものを計画していただきたいなと思っています。

それで、1つだけ確認したいのは、宮城東部地域自立支援協議会とこの障がい者プランと塩竈市障がい者福祉推進委員会との連携というのもぜひ図ってほしいと思うのね。宮城東部で塩釜地区二市三町でやっているけれども、これは塩竈市だけだよというのではなく二市三町もある程度この中でも障がい者のことも踏まえて考えを持っていただければいいプランができてくるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○浅野委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいまのご指摘ありましたけれども宮城東部地域自立支援協議会、これにつきましても毎月1回以上の割合で二市三町が集まっています、そういった協議をいろいろ行わせていただきます。先月もちょうどこの計画について進行状況とか内容とかについて確認したところでございますので、今後も今年度計画つくるに当たりまして、そういった二市三町との連携図りながら、あるいは自立協等の関係機関との意見交換をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。よろしいですかね。

では、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

---

午前10時53分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号ないし第47号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手全員であります。よって、議案第43号ないし第47号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

---

午前10時58分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第5号、国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願を議題といたします。

事務局に請願文書を朗読させます。平山主査。

○平山議事調査係主査 平成29年6月定例会初日で配付をさせていただきました請願文書表について読み上げをさせていただきます。

請願第5号。受理年月日、平成29年6月9日。

件名、国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願。

請願の趣旨。

塩竈市の国保税は、平成24年度3.88%、平成26年度3.22%、平成27年度3.33%、平成28年度

6.05%と5年間で4回の引き下げを行いました。40歳代夫婦と未成年の子供2人、年間所得200万円のモデル世帯で年間約38万3,000円となり、所得に占める割合は19.2%と依然高い状態にあり、近隣自治体と比較しても多賀城市より年間約3万3,000円、利府町より年間約8万5,000円高い国保税となっています。一方、平成27年度決算では高額薬剤により薬剤費が増加していても単年度では1億8,600万円の黒字であります。基金残高は14億1,100万円に増加しています。この基金残高は、塩竈市の年間国保税収に相当し、年間保険給付額の約3割に達しており、宮城県内自治体では2番目に多い基金残高となっています。一方、高すぎる国保税のために国保税支払いができず、平成27年9月末で短期被保険者証となる世帯が757世帯、短期被保険者証のいわゆる「留め置き」世帯が208世帯となり、病院で医療費10割負担となる被保険者資格証明書世帯も47世帯に上っています。「留め置き」世帯と合わせて手元に被保険者証がないと同様の世帯が255世帯となり、国保世帯数の3.1%にもなります。塩竈市議会として塩竈市に対して年間国保税収に相当する額でもあり、年間保険給付費の3割にも達する国保財政調整基金残高14億円を使ってこれまでの引き下げ率を大幅に超える平成30年度国保税の引き下げを実施する決議を採択するよう下記のとおりお願いいたします。

請願事項。

1つ、塩竈市議会は塩竈市に対して年間保険税収に匹敵し、年間保険給付費の3割にも達する国保財政調整基金を活用し、平成30年度の国保税について大幅な引き下げを求める決議を採択すること。

提出者。住所・氏名。塩竈市錦町16-5 塩釜市の国保を良くする会会長。

紹介議員氏名。志子田吉晃議員、伊勢由典議員、曾我ミヨ議員。

以上でございます。

○浅野委員長 ありがとうございます。

それでは、請願紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。伊勢由典議員。

○伊勢議員 民生常任委員会の皆様には早朝から議案審査を進めていただきまして、大変ご苦労さまでございます。

そこで、請願第5号、今読み上げられたことについて紹介議員として一言述べさせていただきます。

今回の民生常任委員会の議案の中で請願第5号、国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願ということで提出されております。今回の請願第5号に

つきましては、過去5年間でこれまで4回、国民健康保険税の引き下げを行いました。これに関しては市当局のほうに対して感謝を申し上げたいと思います。一方で、先ほどの請願趣旨にありますとおり国民健康保険税の基金の保有額が14億円というふうになっております。これは6月定例会の冒頭で専決処分での質疑の際にも明らかになりましたけれども、今年度の一応専決処分をもっての保有としてはざっと14億4,200万円ということで積み増しをしております。ちなみに多賀城市では国民健康保険の基金保有は6億8,900万円ということになっておりますし、七ヶ浜町は2億2,000万円、松島町が2億7,800万円、利府町が3億円。二市三町の中では飛び抜けてこの基金の保有額が多いということになっております。さまざまな要因はございますが、14億4,000万円の基金の保有で、これを国保世帯とそれから人数で除しますと、ざっと世帯数で除しますと8,800世帯になるんでしょうか。ざっとそれで除しますと1世帯当たりの基金の保有金額は16万円。それから、ざっと一人一人の加入者で除しますとこれはざっと1万4,000人ぐらいだと思うんですが、1人当たりの基金保有は10万円ということになります。一言で言いますと、今回の基金はまさに市民の皆さんからの預かった貴重な国保税ということになってまいります。

また、さきの専決処分の質疑の中でも明らかにいたしました、平成12年の時点で国のほうの通知をもってこれまでの医療給付費あるいは後期高齢、前期高齢、あるいは介護保険給付費のその基金の保有の基準は5%以上ということになっております。そうしますと、そういう点も含めて国の通知との関係の議論にもなっているのかなというふうに思います。

こういったことも含めて、これらを活用して国民健康保険税の引き下げを図るということは、ひいては市民の皆さんの負担を軽くして、今疲弊している地域経済を活性化させることをも含めて促していくということになってまいりますし、もともとは皆さんの国民健康保険税として預かった基金を運用するわけですから、一般会計に手をつけなくても、繰り出しをしなくても国保税引き下げということが図られる内容になるのかなと考えております。

したがって、こういった点でぜひこの国民健康保険税の引き下げについてきょうの審議の中で各委員の皆さんのご意見を賜りながら賛同していただければと思います。なお、ちなみに2月定例会で国民健康保険税の基金を使って引き下げについて議会で質問、やりとりをしましたが、その際市長のほうからは議会と相談したいとの旨の回答でございました。したがって今議会の請願は非常に大事な案件でありまして、市民団体から出された請願であり市民の声であり、また議会の意思、立場も今回の際にこの請願をもって決めていく大事な機会だとい

うふうに捉えております。ぜひとも今回の引き下げについてご賛同賜れば、市民の皆さんにも返すといえますか。請願採択をしていただいて、この皆さんの暮らしに少しでも役立つような請願として図っていただければということで紹介議員として一言申し伝えたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

なお、請願者の方から資料の提供がございましたので、それについて委員長のほうでお諮りをしていただければというふうに思います。

○浅野委員長 志子田議員。

○志子田議員 皆さんおはようございます。志子田でございます。

私も紹介議員ということで名前を連ねさせてもらいましたけれども、国保のことについては決算特別委員会と予算特別委員会で資料を要求いたしまして、皆さん十分に今の塩竈の国保税の状態を皆さんご理解されているというふうに私も思って、そういう中で先ほど伊勢議員が言われましたように、財政調整基金がここ数年間で急激に上昇している状態があるということで、その分で何とか国保の入っている方々の税の引き下げができないかということで紹介議員にさせてもらった次第でございます。

それで、ちょっと私からはちょっと資料がいくと思うんでそれを見てもらえればいろいろと検討をしていただけるんじゃないかと思うんですけれども、特に最近ずっと納付率が毎年、毎年向上しておりまして、そういうことでその結果財政調整基金もどんどんふえてきたんでないかなというふうに思うんですけれども、その中でも納付の悪いところの滞納世帯のところを見ますと、特に400万円以上500万円未満の中間所得層という方のほうが滞納世帯の割合が20%近く、300万円から400万円未満の方だと25%の方が滞納世帯になっているという状況がございますので、その辺のところの家計のやりくりも今厳しい状態なのかなと思ひまして、その辺のところも検討をしていただいて進めていただくと平成30年度の塩竈市の国保税を決めるときの議会からの意見として決議していただければいいなと思うので、ひとつよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○浅野委員長 よろしいですか。曾我議員。

○曾我議員 塩竈の基金が14億円を超えているという、それで私35市町村の基金残高を見ましたらば10億円を超えるところは5市町だけなんです。35自治体のうち5つしか10億円を超えるところはないという。そうすると、あとの30の自治体は結局何億とかそういう程度なんです。だからその14億円も持って、その5つの中で2番目に基金があるところが引き下げられないと



いう理由は市民には説明できないというふうに思っております。これは2月定例会でも言いましたけれども、市長も議会と相談したいということもおっしゃってございましたので、ぜひこれから配られる資料なども見ていただきながら、何とか引き下げて塩竈に安心して住めると、国保が最も高い町だとよく言われてきたわけですが、やっぱり引き上げれば収納率が落ちて80%台になってきたと、これが引き下げをしてきたことによって89%とか、やっぱり納めやすくなってきたということも事実でございますので、ぜひ皆さんの十分な審査をしていただいで採択いただきますように、心からお願いをして私からのお話とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○浅野委員長 ただいま請願者より紹介議員を通じて補足資料の配付について申し入れがありましたが、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野委員長 それでは、事務局より補足資料の配付をお願いいたします。

よろしいですか。これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。小高委員。

○小高委員 ただいま請願の趣旨等について紹介議員の方3名の方にご説明を頂戴いたしました。それで前段の部分であります、さまざま基金についてもお話ございましたけれども、その前段の部分として私として議論の前提といいますか、その国保のあり方の部分についてちょっと今回請願の趣旨いただいて、ちょっと考えてきたこともありましたのでその点についてまず初めにちょっと発言をさせていただければと思うのですが。

1つは、憲法第25条というところでいわゆる「生存権」というものが規定をされている中で、歴史をちょっとばらばらと眺めてみますとこの観点から社会保障というものが一定整備されてきた歴史があったんだなということで少し本を読んできました。そういった点では、昭和25年と大分前のことにはなりますが、いまだにその点を踏襲をしている部分としてその社会保障制度に関する勧告というものも出ているという中で、そこをばっと見ますとその社会保障制度とは疾病、負傷、分娩、そういったその他の困窮の原因に対して保険的方法もしくは直接公の負担において経済保障の途を講じるという、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障する、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もって全ての国民が文化的成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうという。この観点で社会保障というものがこの間整備をされてきたわけであります。

そういった中で、じゃあ国保とは一体どういうものなんだというところで前段の部分で少し調べましたら、いわゆる社会保障の中における保険ということで、国が責任を持って運営をされるという。民間の保険、企業等のものとは全く異なる性質を持つということで、例えばその加入というものは1つは強制のものとなっております。またその負担は能力に応じて支払うという。その給付額は支払った額とは全く対応しないという。その運営においては企業等の会計あるいは営利目的の保険とは全く異なる性質を持ち、収益を目的とはしないという。地域住民の福祉増進の一端を受け持つ、また所得再配分の機能を持つということで、こういったことを踏まえて必要に応じ国が財政負担を行いながら、あるいは保険税、国庫金のみならず一般会計の繰り入れ等も含めて賄われているというものが今の国保なんだなというところで見てまいりました。

そういった点で、国民健康保険法の第1条を見ましても「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、そのことをもって社会保障及び国民保険の向上に寄与をする。」という。じゃあ、その「健全な事業運営」とは何かということを考えますと、その運営の中で比重が置かれるべきは、その運営における会計上の健全性もさることながら憲法にて規定される生存権に基づいてこれまで整備をされてきた、この社会保障の観点に立脚をした制度であるという以上それは当然負担能力に応じた負担でなければならないし、先ほど紹介議員の方からもありましたように、そして2月定例会で市長も述べましたように市民の方々にご負担いただいた中で生じたこの基金の積み増しという部分に関しては適切なやはりこれは還元が図られてしかるべきでないかと、これがまさに健全な事業運営でないかというところで私のほうは感じておりましたので、まず前段の部分でこの請願の趣旨というものはそういったことであるだろうというふうに初めに発言を申し上げたいと思います。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。今皆さん資料のほうを、初めて今皆さんにね。資料についても紹介議員のほうに質問等もできますのでぜひ。じゃあちょっと資料について、説明していただいているいいですか。伊勢議員から。

○伊勢議員 お手元に行った資料については、これまで決算特別委員会の際に示されたものと、それから皆さんのご家庭に配られました塩竈市の国民健康保険の冊子並びに前年の冊子等々です。いわばこの中に示されている国民健康保険税の割合を含めて積算をしたものというふうに捉えていただければよろしいのかなと思います。

それで、1ページのところで言いますと、これは二市三町モデルケースでの国保税額と所得

に占める割合ということで、平成23年からここに書かれているとおり平成27年度ということで示しております。これも去年の決算特別委員会のときに市の当局に求めてきたものでございますので、ここに市民総務部税務課ということで表記されておりますので、そういうことでここにモデルケースとして所得200万円、基礎控除33万円、167万円をベースにして塩竈市との比較、多賀城市との比較、松島町との比較、七ヶ浜町との比較、利府町との比較ということで見ていただければよろしいのかなと思います。

2ページに移ります。2ページのところは国民健康保険税のこの算定税額ということで、先ほど述べましたように1つは所得200万円、それから300万円、400万円所得ということで、それに係る所得税、そして税額並びにそれぞれ所得割、均等割、世帯割等々のその額について表記をしているということになります。これも先ほどお話をしましたとおり、このいわば広報に載ったものに基づいてそれぞれ積算をしたというもので考えていただければよろしいのかなというふうに思います。

次に3ページのところは、これまでの国民健康保険税の基金の保有の推移ということになります。平成18年度から平成27年度までの比較で大体この間の国民健康保険の基金の残高の推移ということです。平成28年度は書いてありませんが、これは動きますので若干の動向はありますので、この間専決処分でその回答いただいた金額でここに書き込んでよろしいのかなというふうに思います。一応、先ほど紹介議員として述べた金額でよろしいのかなというふうに思います。先ほど述べた関係で言いますと14億4,200万円、ちょうど専決処分で基金積立金として4,131万円でしょうか歳出として出していますので、今現在専決処分した後の関係で言うと14億4,200万円というふうに捉えていただければと思います。

次のページのところで4ページになります。これは塩竈市の国保保険給付費の決定額です。決算に基づいたもので拾い出したものです。保険給付費が平成25年度から平成27年度、そして後期高齢者支援分の支援金、前期高齢者の納付金、老人保健拠出金、介護納付金が平成25年度から平成27年度までということで、おのおのそれぞれ小計が下段、2段目にありまして、これで見ますとざっと58億円ぐらいなんではないでしょうか、平成25年度58億円。大体同ベースで小計の平均が一番右側のところに書かれております。全体としては、医療給付費、保険給付費等々も含めて58億円ベースというふうに捉えていただければ、数字としてはそういうふうに見ていただければよろしいと思います。以上でございます。

○浅野委員長　ご発言ございませんか。どなたか。小高委員。

○小高委員 ちょっと何点かお伺いしたいことございますので、その点についてお聞きをしたい  
と思います。

いただいた資料の中で、先ほどの基金残高の推移ということでございました、5月末現在で  
それぞれの数字が載っておるということで、先ほど専決処分後の数字14億4,200万円というこ  
とでございましたが、この数字はいわゆる5月末というよりも直近に近いところの数字にな  
るかと思うんですが、平成27年度でその剰余金等を含めた形でたしか14億円という数字があ  
ったかと思うんですけれども、これはあくまで5月末で並べてきてこういった水準になって  
いるという考え方でいいんですよね。平成27年度の剰余金を加えた額だと平成27年度末の段  
階で14億円という額であったという解釈でよろしいでしょうか。

○浅野委員長 伊勢議員。

○伊勢議員 おっしゃるとおりでございます。

○浅野委員長 ほかにご発言はありませんか。土見委員。

○土見委員 ちょっと確認させていただきたいんですけれども、お話の中で平成12年の国の通知  
ということで基金保有額が大体5%以上って、たしか伊勢紹介議員からそういう話があった  
と思うんですけれども、平成12年というと大分ちょっと、そのころと状況って変わってき  
ているのかなというふうに思うんですけれども、実際この国の通知以降状況というのはどのよ  
うに変わっているのか、もし当局でわかる方とかがっていらっしゃったらご回答というかお教  
え願えればと思うんですけれども。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 国の通知ですけれども、先ほどお話がありましたように確かに  
平成12年度の予算編成の通知の中で、いわゆるその給付関係の平均年額の5%以上に相当す  
る額を積み立てることということと、あと国民健康保険財政の基盤を安定強化する観点から  
安定かつ十分な基金の保有が望ましいので、所要の基金造成に努めることというのはあった  
んですが、それ以降国からそういった基金の水準に関する通知・通達というものはなくて、  
留意事項として安定かつ十分な基金を積み立てられたいことという文言がある程度で、具体  
的水準とか基準というのはその平成12年以降示されていないという状況にあります。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。とすると、その後医療費は伸びているし、加入者数は減っ  
ているしということで、そこを収支考えていくと、そのとき5%でも現状としてはもう少し、

もし国から新しく出るとしたらもう少し条件として上がらなきゃいけないのかなんていうのもひとつ考えてはありました。それで、皆さんというか紹介議員の皆様と小高委員のほうからの話をお聞きしていて、全くその考えとしてはすごい賛同できる部分というのがあるんですけども、実際に運用するということを考えたときにちょっともう少し考えていかなきゃいけない部分ってあるのかなというふうに思っています。一番ちょっと懸念しているところとして、例えば新しく出た資料の中で所得に占める割合ですとか、そういう資料というのが出ていて、あとは請願文書のほうでも近隣の市町村と比べて高いですよという話が述べられているのですけれども、塩竈市、医療費もたしか高かったと思うんです。どうしても収入として入ってくる額と出ていく額というのを考えていかないと、その運用というところで果たしてこの14億円という基金が高いのかどうかということは一概に言えないのかなと、高いと言うふうにはと考えているのですけれども、その点について紹介議員の方でもいいんですが、何か検討された経過とかありましたらお教え願えればというふうに考えております。

○浅野委員長 では紹介議員のどなたか。曾我議員。

○曾我議員 この資料で給付費が平成25、26、27年度とふえてはいるということで、加入者は減っているということで心配されているのかもしれませんが、ただ、やっぱり全体の基金の中で、結局さっき言いましたようにこの3年間を集めて平均化してその5%でいいというふうに国は言っているという。そのこと以外はもう全然変わっていないわけですね。だからその14億円を持っていて、この3年間の平均で考えていけば十分引き下げられるだけの財源は持っているというふうに考えていいのではないかと思うんですよ。だってそんなにためていて、じゃあ14億円どうするのと。もっともっとまた、何ていうんですか6月の補正もやったんですけども、また積み増しになるという。じゃあ、いっぱい持っていればいいかと、核爆弾ではないけれどもいっぱい持っていればいいかというものではないということですよ。つまり皆さんが支払いやすいことにしていくことが、やっぱり給付費にも回せるお金も十分できるし、そのことなんですね。そこをどう考えるかと。だからそんなに怖がらなくてもね、十分やれるというふうに。だからさっき言ったでしょう。十何億なんて持っている自治体は35の中の5つぐらいだと、あとは本当に億単位ですよ。それらの人たちが今度別な請願にもかかわってくるのですけれども、やっぱり今はこれを引き下げていくことが私は大事なことだというふうに思います。

○浅野委員長 志子田議員。

○志子田議員 はい、済みません。それでは適正な財政調整基金の金額がどのくらいが適正だと考えられるかということではないかなと思うんですけども、それぞれがちょっとなかなか決められないかもしれませんが、この資料の4ページのところの年間58億円というところを見ますと、例えば基金残高を10%にすると、5億8,000万円ということになりますよね。そうすると10%だけ確保しようとするれば5億8,000万円ということになるので、そのくらいのところが、私当局じゃございませんけれども当局のほうはどのくらいがいいのか。昔々で言うと、資料の基金残高の推移のところを見ますと1億何ぼとか1億円もなかったところもありました。そういうことで昔々は、できたら塩竈市としては5億円ぐらいの基金残高があれば安定的な運営ができると、今の市長ではありませんけれども、前の市長さんが言ったそうでございますので、大体そのくらいが、私個人的にですけれども安定的な基金残高として残しておくべき金額は5億円か5億8,000万円、10%、あるいは6億円かそのくらいあれば十分ではないかと。この基金残高の推移の表を見ますと、平成24、25、26、27年度と急激にここ数年基金残高がふえているなということでございますので、その辺のところを考慮していただくと、適正な金額というのはちょっと紹介議員のほうから言える金額ではないと思うので皆さんで議論していただきたいと思います。

○浅野委員長 伊勢議員。

○伊勢議員 医療給付費等の話もございましたが、塩竈市の場合、宮城県の資料を見ますと実質単年度収支比率では平成27年度そのもので言いますと、100%を超えているわけですね。したがって恐らく滞納分も含めてきちんと収納の努力は払っているのかなというふうに思われます。したがって、市の収納率はたしか89%ぐらいだと思うんですね。徐々には向上していると思うんです。したがって今回の基金の一端一部を取り崩して、それこそ減税に充てるということになりますと、なおさらその収納率が向上して安定した医療会計として収入も担保できるし、それから市民の皆さんの納めやすいものにも切りかえていくことができるという、こういう運びになってくるのかなというふうに思います。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ちょっと私のほうからも、そのいわゆる基金のあり方について、先ほど国の考え方というところも出てきましたので、その点についても述べたいと思うんですが、まず前段その前提となっていたのが平成12年度国民健康保険の保険者の予算編成についての通知ということで、国民健康保険の基盤を安定強化する観点から基金保有額については過去3か年間に

おける保険給付費（老人保健拠出金及び介護納付金を含む）平成12年当時後期高齢その当時なかったの、ここには後期高齢も含むということで考えてもいいかと思いますが、そういったところの平均年額の5%以上に相当する額を積み立てることということで平成12年という段階でそれが出ているということでありました。じゃあ現時点についてどうかということで、それについても平成29年度の国民健康保険の保険者の予算編成に当たっての留意事項についての通知というところで文書を出してみたんですが、確かにその医療費増、昔に比べてということに関してはその基金の積み立てというところでそこを前提として対応するものではないという、これはごめんなさい、その通知の中に書いてあるものではないですけども、というところがありますので、そういったことを踏まえて国のほうでどういった言い方をしてきたかということではありますが、平成28年12月27日に出たものでありますが、基金の積み立てに関しては安定的かつ十分な基金を積み立てられたいという。じゃあ取り崩しに関してどういったことを国のほうで述べているかといいますと、その基金の取り崩しについては高額な医療費の発生等偶然の要因に基づく保険財政の変動に対応する場合のほかは平成12年度のこの通知に基づき行われたいということで、国としては取り崩しに関しての基本的な考え方はこの平成12年度の通知にのっとっているということが示されているということがわかりました。

それでじゃあ、例えば震災、災害等そういった緊急のことが発生した場合というのは、この国のあれを見てもわかりますとおり、そして現在処置として講じられているということもありますが、そういった部分については一定国のほうで責任を持つということがなされておりますので、災害に関してのその医療給付費、ふえた部分に関しては塩竈市のほうにその財政支援ということで交付をされておりますので、そういったところでその基金が大幅に使わざるを得なくなるということはないだろうというふうに私のほうも考えております。

それで、では先ほど電卓でたたいてみましたところ、5%は幾らかということでは2億9,200万円ほどだと、10%ではじゃあ5億8,400万円だと、じゃあこの14億円という額どのぐらいになるかと考えますとこれ23%という大変大幅な額になってくるということで、さすがに5%まで引き下げろという議論になるかどうかは別として23%の保有というのはちょっと何でも多いでないかということとは言えるのではないかなというふうに思っております。以上です。

○浅野委員長 ほかにご発言ございますか。阿部委員。

○阿部委員 では質問させていただきます。

まず、塩竈市の非課税の方って何人ぐらいいらっしゃるんですか。（「ちょっとお待ちいただけますでしょうか」の声あり）

○浅野委員長 西村委員。

○西村委員 所得に占める割合って出ています、塩竈市19.2%、先ほど35市町村の中で一番所得に占める割合高いところと低いところありましたら教えてください。（「ちょっとお待ちください」の声あり）紹介議員のほうでわからないかなと思ったんですけれども。所得に占める割合ということなんですけれども。これが高いといえますか、割合が高いところがどこか、塩竈市より高いところは何件ぐらいあるのか、金額じゃなくて。やっぱり5件の中で、まず低いところはどうなっているのか、また出ていましたら教えてください。

○浅野委員長 伊勢議員。

○伊勢議員 平成28年度の予算特別委員会の資料の中で、県内市町村の国保における1人当たりの国民健康保険税の調定額及び順位ということで平成26年とそれしかちょっとわからないので、これで言いますと県内の市町村で言いますと13番目。1人当たりの調定額については9万8,000円ということになっているようです。あとはその率や何かについてはそれぞれ示されているものはあるんですが、全体総じて言うと県のほうでカウントして示されたものはその順位というふうに当時回答していただいた記憶がございますし、その資料になるのかなと思います。

○浅野委員長 西村委員。

○西村委員 この資料を見させてもらって二市三町の中で大体15.6、15.7%が平均だとすれば、大幅なというのでは他市町村と変わってくるのかなと思ったものですから、その辺ちょっとお聞かせください。何%ぐらいを目安に下げたいと思っていられるのか。

○浅野委員長 伊勢議員。

○伊勢議員 引き下げについてこちらかあれこれというふうにはやっぱり言えないと思うんです。やはりちゃんとした積算に基づいてこのぐらいは可能でしょうということを示してもらうのは、我々行政側ではないので、しかし積み上がった14億4,000万円を使っただいて市民に還元するという、その目安と基準はこちらで余り言うのはまずいわけでして、でも引き下げるのはやっぱり趣旨はやはりそれはこの請願書の中に書かれていることに示されているのかなと思います。以上でございます。



○浅野委員長 曾我議員。

○曾我議員 西村委員に見ていただきたい、モデルケースのところを見ていただきたいんですが、塩竈市は平成23年度は所得に占めるのは23.5%だったんですよ。多賀城市は19.5%ですよ。松島町が18.5%です。断然違います。これが運動によって引き下げしてきたと、当局もそれに添えてきたということで、ようやく平成27年度で19.2%になってきて、先ほど言われた県内で高かったものが今13位になってきたと。だからその35市町村の中でも13番目だから、真ん中よりちょっと高いかなと思うんだけど、そんな順位よりもまず基金が県内で2番目に保有しているという。先ほど小高委員が言いましたように、5億円あれば十分対応できると、災害のときは被災者医療と同じように国が8割をちゃんと補填して、何かあったときはちゃんと見るんだと、これが社会保障のルールにも基づいているからそうなっているんだということを考えていただきまして、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 ちょっと参考の数字なんですけれども、昨年度の本賦課情報につきましては、対象者は被保険者合計で1万3,723人と出ております。1万3,723人の総対象者数となります。それに対しまして賦課基準額というところがありまして、対象となる人数はということになりますと5,422人と、所得としてはそれ程度の人数ということになりますので、差し引きで非課税対象者になろうかと思ひます。ただ世帯となりますと、例えば一般的にこの高年齢層の方の場合ですと奥様は専業主婦で収入がないけれども旦那さんのほうはそれなりの収入があるということで、ちょっと一概には言えないんですが参考として今申し上げたような数字が昨年度本賦課情報ということになっています。差し引き約8,000名強程度が課税されていない対象者になるのではないかというふうに推測されます。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。なぜこれをお聞きしたかと言ひますと、保険税の引き下げは私も決して喜ばしいことではあるんですが、今現在ほかの市町村と比べて国保税が高いとかいろいろ比較の表を見させていただきましたけれども、塩竈の場合と他市町村でこういった例えば非課税の方たちとか低所得者の方たちの国保税の納付と申ひますか、その差が非常にあるということだけは事実でございますね、申しわけないんですけれども。そういうことを踏まえて考えないと、これからそのただ残った基金を積み立てたその分を取り崩すことだけを考へていたのではなかなかちょっと難ひい。ただ、決して悪

いことではないんです、これだけ積み重なったということはいいことなんです、ちょっと私が考えるところによりますとこうした塩竈の特殊事情というのも多少あると思うんですね、ほかと比べて。ただ、表で幾ら幾らって、あるいはモデルケースだといって出されても、これが果たして当てはまるのかなと。それから、塩竈非常に高齢化率高いです。そして高齢者になりますと、皆さんお一人になる方もとても多くて、これから先本当に低所得者の方、あるいは非課税の方がふえていくというこういった現実もございます。県のほうもいろいろ一括ということなんです、今回、平成28年度の決算がまだ出ていませんので、平成28年度6.05%引き下げておりますけれども、そういった基金の取り崩しとか、それからあと今回議案第46号で東日本大震災による一部負担金の免除といったことで、これも基金からの取り崩しがあるわけですが、そういったことを決算できちっと数字を出していただいて、見た上でも決しておそくはないのではないかなという考えがあります。以上です。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。小高委員。

○小高委員 その塩竈市の状況といいますか、特徴といいますか、そういった部分でお話ございましたので、その点についても少し発言をしたいなというふうに思うわけですが、先ほど阿部委員のほうから塩竈市と多賀城市というところでその非課税世帯に大きな差があると、世帯数といいますかね、そういったところでご発言ございました。ちょっと私多賀城の非課税世帯の数字わからないものですから果たしてそういう状況なのかどうかはちょっとわからないんですけれども、今ここに平成29年3月31日の厚生労働省公表の資料の中から各自自治体の決算資料を抜き書きして計算したのを見ていました。その中で保険料で見ますと、多賀城と塩竈というのはそれほど大きな差というのは実はないんです。それで、保険加入者の総数というところで見ても1万4,000人少しということで、それほど大きな差がない。仮にその中で非課税世帯に多賀城と塩竈で大きな差があるとすれば、残った方々で同じような保険料を負担をしているとなると、一人一人の負担額が非常に大きいということになるわけがあります。その一方で、塩竈市の経済状況をこの間ずっと数字追っかけて見ていたんですが、まだまだ震災というところの水準にも戻っていないと。あるいは一定戻りつつあるけれども特定の業種、例えば建築関係だとかそういったところバブルと言われておりますが震災前といった水準にはまったく戻ってこないという中で、非常に大きな負担がその実際払っておられる方々にかかっているという現実というものも一方では言えるんじゃないかというふうに思うわけがあります。

そういった点で、先ほど平成28年度決算まだ出そろっていないということでお話がございましたが、専決処分の中で基金等を積み立てる中であくまで見通しではあります14億4,000万円何がしということで一定積み増しされる可能性が大きいということで考えますと、そういった市民経済といいますか塩竈市の経済というところを見ても、その市民経済を立て直すための1つの方策としてこの引き下げというものを考えてもいいのかなというふうに私は逆に思うわけでありまして。以上でございます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。この塩竈市の国保基金残高の推移というのをちょっと見ていて感じた部分なので、ちょっとわからないところが何点かあったので当局の方にでもご説明していただきたいなと思うんですけども、まず平成24年度から4年連続で引き下げというのを行っていますということで、それに反して一応基金というのは毎年1億6,000万、1億7,000万円という形で積み上がってきているというところはこのデータから見てわかります。最終的に平成28年度に6.5%の引き下げをしました。それで、まだ（仮）の状態でありましてけれども14億円ぐらいが基金としてある。前年度から比べると1億8,600万円の積み上げということにはなるんですけども、実はどれくらい積み上がっていくかというトレンドを見てみると、だんだん積み上がり方というのはなだらかになってきている部分があるんですね。それで今、実際の加入者数減るし、医療費上がるしという、その社会的な情勢を見ると今後、例えば現在の保険料というのをそのまま維持していても基金というのは徐々に下がっていくんじゃないかというところをちょっと自分としては感じている部分であります。そのときに、それがまず1点。あとは、その大幅引き下げというところを考えたときに、じゃあ何年間かけてある程度その理想と算定するところまで落としていくのかということを考えないと。例えばじゃあ、今度からさらに10%下げますと、5%下げますと考えたときに、多分一気に基金下がると思うんですね、基金残高。そうすると、何年後かにまた今度は保険料を上げなきゃいけないという状況が生まれてくるという。この国保というものの安定維持を考えたときにそんなに乱高下していいのかというところもあって、この県主体の維持管理というところも含めて、実際もうちょっと近々の大きな変化というものを動向を見ていかないといけないんじゃないのかなと、本当にゆっくりなだらかに理想の基金残高まで下げていくにはちょっと資料が足りない状況なのかなというふうに私としては考えているんですけども、その点について、まずちょっと当局の方にお聞きしたいのは平成24年以降税額は減らしている

んですけども、積み上がっていくこの理由というのはどのように捉えていらっしゃいますか。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 まずその基金が積み上がった主たる理由ですけども、医療費が伸びているのは皆様ご存じのとおりでございます。これは減る要因であります、逆に積み上がる要因ですけども、まず1つはジェネリック医薬品の使用普及が相当程度進んでいるという。主要会社は特に県内でも上位に、具体的統計資料は今手元にはないんですけども相当上位にいるという。1%で数百万円程度の浮揚効果があるんですね、今は塩竈市の使用率は全国平均を数%程度上回っているという状況にあります。これがまず1点。それと第2点につきましては、国民健康保険税の納付率が上昇している傾向が引き続き続いているということがあります。前に紹介議員からもお話がありましたとおり、一時80%程度の水準のときもありました。現在は89%程度まで上昇しているという状況であります。これが第2点で、あと第3点目は国の制度変更による点もかなり大きなウエートを占めております。都道府県単位化に向けまして国はさまざまな施策を打っているんですけども、その前に市町村国保の足腰を強くしましょうということで、例えばですけども軽減世帯に対しての一定程度国から補填されたり県から補填されたりする部分があるんですが、これが例えば計算の根拠なんですけども収納ベースから調停ベースに上がったとかそういった根拠がありまして、そういった基準内ではありますが繰入金、赤字補填ではなくて基準内の繰入金もそういった意味で増加しているという、そういった複数の要因がかさみまして減税はしているんですけども逆に基金は積み上がる。あともう1点なんですけども、これは単年度で見た場合ですけども、ことは特にその傾向があったんですが医療給付は一定程度設定して予算化しているんですが、その部分は一定割合は国とか県の補助金というのが入るんですけども、結果として医療費がそんなに伸びなかったという、ことしの場合ですと先日補正でお示しのとおり2億円程度下がっております。そうすると定額分の国の分はその分じゃあ返してくださいという形になるんですが、これは翌年度精算になりますので一時的にこれも基金に積み上がる状況が生じます。これが基金に一時的ですが積み上がる状況でして、この手元の資料で5月末とありますがここの5月末現在でその一時金を積み上げているという状況があるという。こういった今思いついただけでそれぐらいの理由がありますので、もしも逆に減る理由ももちろんいろいろあるんですけども、今申し上げたような状況が積み上げているというふう

に考えております。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると医療費増とかによる、この基金の減る原因、もしくはジェネリックだったり納付率だったり、あとは国の制度変更あったり、ちょっと給付金の一時金の話は置いておいたとしても今までこの基金が積み上がる要因というのが大分あったということなんですけれども、例えば納付率が89%まで上がっていたりとか、ジェネリックも7割5分あったという話を聞くと、実はここってこれらの上昇率というのは大分なだらかになってくると思うんですね。そうすると今後それが基金積み上げに対する強力な牽引力になるというのはちょっと考えにくい部分もあるのかなと私としては思っていて、この基金を今後見ていくと実は下降トレンドになっていくんじゃないのかというふうに考えると、ここで大幅引き下げというのを行ってしまっているのかなと、もちろん下げることには賛成なんですけれども、ここで大幅引き下げをしてしまうと近いうちに上げることになりかねないかなという懸念は持っているというところがあります。かつ、まだその決算が出ていないとか、あとは県の一本化の話、主体が県に移るときの、じゃあ税率幾らになるのかもわからないというのも、次の請願にありますけれども、というのもあってこら辺を見てからでも遅くないのかなという感じは考えとしてあるんですけれども、誰に聞けばいいのかわからないんですけれども、その点私は経過を見てもいいのかなというふうに考えております。

○浅野委員長 ほかに。菊地委員。

○菊地委員 今、土見委員が言われたように私この議論ずっとしたいなと思って、もちろん下げてよりよい国保の運営がスムーズにいくようにすればいいなと、こう思っている1人です。それで、請願者の方が順番間違えたのかなと、やっぱり先にやってどうするかというのをやってこの議論するんだったらいいんだけど、下げるか下げないかどうするのってその根拠がどうなるのっていうのをわからなくて議論をしてもなかなか結論は出ないと思います。確かに当局に対して下げたらいっちゃという決議だからいいよと言うかもわからないけれども、ある程度議員としてやっぱり責任持った方向性というのを見出していきたいとなれば、請願第6号を決めて、そして国とどうですかというやりとりしてから下げていったらいいんでないのかという議論だったらいいいのに、何もわからない決まらないもので基金の14億円何がしがあるからそれを使って下げたらというのはちょっと議員としては無理があるのかなと思います。請願者の下げたほうがいいよという趣旨は十二分にわかりますので、そういっ

た順番をやっぱり委員会として組んで、例えば9月あたりまでに決算も出るだろうし、県の方向性も示された上でみんな満場一致でこの決議を上げたらいいでないかなと私は考えているんですが、何が何でも下げるんだと言うのであれば、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

あともう1点、その基金がなぜ積み上がったかという、本当に日本共産党市議団さんは毎回毎回国保のことで質問して、以前伊勢さんか曾我さんか小野絹子さんか存じませんが、やっぱり当局の試算が間違っているんでないのというそういう質問もした、このくらいでバランスよく決算なりますよというのが基金がふえていったという、だからその試算の段階でいろんな要因あると思うんだけど、それを責めるわけじゃないんだけど、やっぱりあの積み増しになったと、そしてずっと下げてきたわけだから4カ年にかかって、それは皆さん評価していると思うんで、それで平成30年について下げる下げないの議論は、この県のほうの方針が決まった時点で速やかに当局に応分に下げるというふうな決議なり、強力な市長に対しての一般質問なんかでも問い詰めて下げてもらうような答弁をもらいながらやっていったほうがいいのかと思います。その担保として決議を上げたいんだというのはわかるんだけど、まずわからないのに言ってもなかなか、市長さんだっけほら2月の定例会で議会と相談するっていうんだから、そういうのを期待しながら少し我々もそういった考え方をもって9月あたりにやったらいいんでないかなって私は思うんですけど、でも皆さんが結論出したいんだというのであれば、あとは委員長の采配に任せると思います。以上です。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。出し尽くしましたか。ご意見がある方は手を挙げて。

阿部委員。

○阿部委員 いろいろと議論が出ました。やはり9月の決算、それからあと県の動向というのもやっぱり一応見ていかなきゃいけないと思うんですね。ここで例えば、下げたほうがいい下げたほうがいいって下げて、じゃあ県が一本化したときに今度塩竈市はちょっと低いので上げなきゃならないとなると市民の皆さんに過重な負担感を与えることになる、今基金が積み重なっていますのでちょっとどうかというのは私自身も思いますし、また、下げることに異論はありませんけれどもちょっとこのところもうちょっとお時間をいただいて、平成28年度の決算あるいは県の動向等も情報いただきながら決めても遅くないのではないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。小高委員。

○小高委員 長くならないようにお話をさせていただきたいと思いますが、確かに先ほど菊地委員がおっしゃったとおり請願第6号との関係でさまざま難しい点というのはあるかもしれませんが、一方で県単位化の関係というところで見ますと、当然試算が出ていないということでこういった請願が上がっていることもありまして、そこに一定の不安要素があるということでは一定理解もできなくはないんですが、一方で、県の、これまで民生常任委員会の協議会等でもその進捗状況、県との話し合いの状況についてはご説明をいただいております。そういった状況の中では県で統一する例えば1つの基金というものに関しては、市町村からの拠出というものはないということも明らかになっております。

また、じゃあ収納率というところではどういった目標を求められるのかという点で見れば、平成26年度実績プラス1%ということで88.64%というところが今のところのあれなんですかね、そういう意味では今平成27年度89.43%ですので、収納率という点でも今示されているものに関しては一定の見通しを持っているということでもあります。

さらに言うのであれば、例えばその塩竈市は医療費が高いという関係であります、確かに高いです。じゃあその納付金について医療費の係数を幾らかけられるのかと、今塩竈市では0.6ということで前回の議会の中でも私質問をいたしました、県のほうで示した部分だと0.5ということで、そこでも負担感はという見込みも示されているということでもあります。

さらに言うのであれば、この数字さまざまきょういただいた数字を見ますと塩竈市が非常に多い基金残高、その多いというのは例えばその14億円という額だけを見て多いということだけではなくて、例えば1世帯当たりの基金残高で見ると16万円だと、あるいは被保険者1人当たりの基金残高で見ると1人当たり10万円の基金を保有していることになるということで、その比率で見ても非常に高いものがあるわけでありまして、人口だとか加入世帯そういったものの要因を省いたそういった数字でも塩竈市というのは非常に多いということになっているということで、この塩竈市の基金保有残高で立ち行かなくなるような県の一本化であれば、それはもともと制度設計として成り立たないのだということも言えるかと思えます。そういった点で、そこを過剰に、過剰にという言葉があれですが、心配をし過ぎて市民の皆様の声をこちらでシャットアウトしてしまうようなことになるのも私としてはどうかというような気もするわけでもあります。

最後になりますが、請願の趣旨を見ますと大幅な引き下げというところで、どうもその文言で引っかかっているということもあるのかなというふうに思います。というのは、その基金

の、ここに取り崩しというふうに書いてありますけれども、その1年間をもって幾らというところまではさすがにこの議会、あるいはこの委員会の中で、今ここでどういうふうにしていくかところは非常に難しい議論もあるだろうというふうに思うわけではありますが、その一定、決議として当局のほうに対応を求めるという点では、今こういった決議を上げるということも可能なのではないかとというふうに私のほうでは考えております。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 皆さんのいろんな意見出て、引き下げはいいんだよと、私は引き下げの中身だと思うのね。先ほど紹介議員の志子田さんが言うように、いわゆる非課税の方が8,000人もおられるという。そして5,000人が、いわゆる賦課される方が5,500人くらいだよと、その方の重税感というのがうんとあるから、一番働いていて苦しい方のために下げる議論を私はしたいなと思っているのね。低所得者の方は国やら塩竈市やらのこの制度で守られていますので、ただ引き下げるのを賛成だ、賛成でなくそういった観点を持って、例えば年収500万円くらいの方が下がるように、400万円の方がうんと下がるようになって、そうすれば生活している人が中心なんでそうすると、ああ塩竈の生活って楽だよって言えるようなそういう議論を私はするためにも県の一元化というもの見据えて、皆さんの話を聞くと下げるのは賛成だよって言うけれども何を下げるか言っていないから、私はあえて今言わせてもらったけれども、そこまで私は、下げるのを賛成だったらいよいよって思いでいるんだけれども、ただ下げるのは賛成だ、賛成だ、だけれどもって言うけれども、私はその考えできょうは臨んできたんだけれども。皆さんはただ下げます、国のどうのこうのって、県のどうのこうのってなっているから、5,500人くらいの方の減税というのを中心にしてもらうようにの決議くらい出したほうがいいのかなと逆に思っています。以上です。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。

では、暫時休憩いたします。

午後0時09分 休憩

---

午後0時17分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第5号については、継続審査を求める意見がありますので継続審査についてお諮りいたします。



請願第5号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手多数であります。よって、請願第5号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時17分 休憩

---

午後0時18分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願第6号、宮城県国民健康保険運営方針に係る意見書の提出を求める請願を議題とします。

事務局に請願文書を朗読させます。平山主査。

○平山議事調査係主査 それでは、平成29年6月定例会初日で配付をさせていただきました請願文書表について読み上げをさせていただきます。

請願第6号。受理年月日、平成29年6月9日。

件名、宮城県国民健康保険運営方針に係る意見書の提出を求める請願。

請願内容。

以下の点について、宮城県への意見書を提出されるよう請願する。

1つ、宮城県国民健康保険の事業納付金及び標準保険料の試算を一刻も早く公表すること。

請願の趣旨。

平成30年4月からの国民健康保険都道府県単位化に向けて厚生労働省は平成28年10月に事業費納付金及び標準保険料率の簡易計算システムを都道府県におろし、平成28年11月末と平成29年1月末の2回の試算を報告することとしていました。しかし、いまだにその試算内容が明らかにされず、各市町村は来年度の保険料がどうなるのかさえ議論できない状況となっています。

保険料がどのように設定されるかということは、被保険者にとって暮らしを左右する大変な問題であり、同時に各市町村においても来年度予算策定に大きな影響を及ぼすものです。

よって、貴議会から上記の内容で宮城県に対して意見書を提出されるよう請願いたします。

提出者。住所・氏名。塩竈市錦町16-5 塩釜市の国保を良くする会会長。

紹介議員氏名。志子田吉晃議員、伊勢由典議員、曾我ミヨ議員。

以上でございます。

○浅野委員長 ありがとうございます。

それでは、請願紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。伊勢議員。

○伊勢議員 時間も大分押していますので、簡単にだけ済ませていただきたいと思います。

先ほど、大分あわせて踏み込んだ議論もされておりますので、県一本化については課長や部長のほうからも一定の話があったと思います。いずれにしても、平成30年度の県の一元化ということに関して言えば、先ほどの当局の回答にもありましたとおり12月末の保険料算定と率の公表決定と、こういうことになります。そうしますと、まさに塩竈市にとっての県に出すべき拠出金について、この時点まではわからないままですね、なってしまいますし、その翌年度の例えば国民健康保険税の税率を仮に引き下げることになると当然ながら12月定例会での提案になってくるのかなと、でないとも翌年度の予算編成にすぐ切りかわりますので、その点からいっても県のこういった率について早く通知公表していただくということになれば、各自治体とも大変それに対応できる準備が整うということですので、その辺のことを参酌していただいて請願趣旨について賛同賜れば大変喜ばしい限りだと思います。以上でございます。

○浅野委員長 あとはよろしいですか。紹介議員の皆さんいいですね、いいですか。（「はい」の声あり）

それでは、これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。菊地委員。

○菊地委員 やっぱり今請願者の願意は妥当だと思いますし、やっぱり県が普通の合併とかそういうんでなく我々の健康とか命にかかわる国保運営について、いまだにこうやって出していないというのはやっぱり県のほうの怠慢でないかというくらい思いますので、この請願は妥当だと私は思いますし賛成していきたいと思います。以上です。

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。小高委員。

○小高委員 ごめんなさい、ちょっと制度といいますか、開始に向けての流れの中で一定お聞きをしたかったんですが、パブリックコメントの関係では県の方針は出ていたんでしたっけ。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 パブリックコメントにつきましては、6月7日に県のホームページでも既に開始をしております、目下そういう状況でございます。県のホームページにも既にアクセス、誰でもアクセスできる、文案についても全てPDFでダウンロードできる

状態でパブリックコメントを募集しているという状況でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。果たしてパブリックコメントを取るために試算の公表なしでできるのかというような思いも当然あるわけですので、そういった点を含めてもこの請願というのは非常に妥当なものなのかなというふうに思っております。

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。なしですか。

では、暫時休憩いたします。

午後0時25分 休憩

---

午後0時25分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第6号は、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手全員であります。よって、請願第6号は採択とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本委員会を終了いたします。

午後0時26分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 浅野敏江